

一般社団法人機密情報抹消事業者協会  
理事会運営規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人機密情報抹消事業者協会(以下「本会」という。)定款第38条の規定に基づき、本会の理事会の運営に関する事項を定め、理事会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(構成)

第2条 理事会は、すべての理事をもって構成し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、理事の職務の執行を監督する。

2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員以外の出席)

第3条 理事会は、必要に応じ、理事及び監事以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(特別の利害関係のある場合における議長)

第4条 理事会の会議の目的事項について議長である理事長が特別の利害関係を有するときは、その事項の審議について、議長に事故があるときに準じて、他の理事が議長に当たるものとする。

(特別の利害関係のある理事の議決権)

第5条 理事会の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることはできない。

(招集手続)

第6条 理事会の招集通知は、理事会の開催日の1週間前までに、理事及び監事に対し発しなければならない。

2 前項の招集通知は、会議の日時、場所及び会議の主な目的事項を記載した書面で行うものとする。ただし、緊急の場合などは、口頭その他の方法で通知を行うことができるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(欠席)

第7条 理事及び監事は、理事会を欠席する場合には、あらかじめ招集権者に対して、その旨を通知しなければならない。

(欠席者への通知)

第8条 議長は、理事会の議事の経過の要領及びその結果につき、欠席した理事及び監事に対し通知しなければならない。

(議事録の備置)

第9条 理事会の議事録は、10年間この法人の主たる事務所に備え置かななければならない。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1 この規則は、平成2015年9月29日から施行する。

2 この規則は、平成2019年7月1日から施行する。